

## 青森大学予算編成・実施・管理委員会規程

### (目的)

第1条 この規程は、青森大学（以下「本学」という。）学則第56条第2項の規定に基づき、本学の使命・目的及び各学部における人材養成に関する目的、教育研究上の目的を達成するための適切な予算編成、実施及び管理を行うため、青森大学予算編成・実施・管理委員会（以下「委員会」という。）の運営等に関し、必要な事項を定める。

### (業務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 本学の予算編成等に関すること
- (2) 本学の予算の適切な実施管理に必要な体制及び機能に関すること
- (3) その他委員会の目的を達成するために必要な事項

### (組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学監
- (4) 学部長
- (5) 別地キャンパス長
- (6) 経営戦略局長
- (7) 事務局長
- (8) 別地キャンパス事務局長
- (9) 会計課長
- (10) その他学長が必要と認めた者

2 学長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

- 2 委員長は、会議を主宰し、その議長となる。
- 3 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (改廃)

第5条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、学長が行う。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、経営戦略局において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項等は、別に定めることができる。

附 則

この規程は、令和5年7月28日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和6年6月26日から改正し、施行する。
- 2 青森大学予算編成準備委員会規程は、青森大学予算編成・実施・管理委員会規程に改める。